

Intellectual Property Newsletter 92 No. 92



Contents

特許侵害

部品と完成品の競合関係(特許法102条1項、2項)

知財高裁(4部)令和6年4月24日判決〔レーザー加工装置事件〕

出願却下処分取消

AIの発明者性を否定した事例

東京地裁(40部)令和6年5月16日判決〔AIダバス事件〕

商標

「雨降」と「AFURI」の類似性が否定された事例

知財高裁(1部)令和6年5月16日判決〔「雨降」vs「AFURI」事件〕

執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

部品と完成品の競合関係(特許法102条1項、2項)

田中 想音
PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和6年4月24日判決(令和5年(ネ)第10052号外2件)裁判所ウェブサイト〔レーザー加工装置事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、レーザー加工装置に係る特許権(特許3867108号(「本件特許権1」)、特許4601965号(「本件特許権2」))の特許権者である被控訴人(1審原告、「X」)が、控訴人(1審被告、「Y」)によるSDダイサー(レーザーを用いて半導体材料等を分割加工する装置)(「Y製品」)の販売等が本件各特許権を侵害すると主張して、損害賠償等を求めた事案の控訴審です。

1審判決(東京地判令和4年12月15日平成30年(ワ)28930号¹)及び本判決は、いずれも、Y製品が本件特許権1の技術的範囲に属すると判断し、Xの請求の一部を認容しました。本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、損害論に関する争点、特に特許法102条1項及び2項の適用の有無に焦点を絞って、本判決の判示を紹介します。

2 裁判所の判断

(1) 特許法102条2項の適用について

特許法102条2項は、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合に、その利益の額を特許権者の損害額と推定する規定です。

本件では、Xが、Y製品と同じSDダイサーは販売せず、SDダイサーの部品のひとつであるSDエンジンを販売していたことから、同項の適用の有無が問題となりました。

この点、1審判決は、「特許権者において販売等する製品が、侵害品の部品に相当するものであり、侵害品とは需要者を異にするため、市場において競合関係に立つものと認められない場合には、当該侵害品の市場においては、侵害品の代わりに部品が購入されるものとはいえない。それにもかかわらず、上記場合において、上記部品が、侵害品と市場において競合関係に

立つ第三者の製品に使用され得ることをも重ねて推認した上、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在するものと認めるのは、明らかに特許権者が受けた損害の額以上の額を推認することになるから、特許法102条2項の趣旨に鑑み、同項の推定の範囲を超えるものであって、相当であるとはいえない」と判示し、Xが製造しているのはSDダイサーの部品であるSDエンジンであり、SDダイサー自体は製造していないことを理由として、同項の適用を否定しました。

これに対し、本判決は、X製SDエンジン自体は、SDダイサー製品の部品にとどまるものではあるとしつつも、本件において、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば特許権者に利益が得られたであろうという事情が認められると判示し、同項の適用を肯定しました。かかる判断の前提として知財高裁が着目した本件に関する取引の実情は次のとおりです。

- SDダイサーの国内市場における販売者が、Yと、XからSDエンジンの供給を受けるもう1社にほぼ限定されていること
- X製SDエンジンは、本件各特許権に係る発明の技術の中核をなすものであり、その侵害品であるY製品の構成中、X製SDエンジンに相当する部分がSDダイサー製品としての不可欠の技術的特徴を体現する部分であり、商品としての競争力の源泉になっているものと解されること

なお、本判決は、この点の判断について、「特許権者が販売する部品を用いて生産された完成品と、侵害者が販売する完成品とは、同一の完成品市場の利益をめぐって競合しており、完成品市場における部品相当部分の市場利益に関する限りでは、特許権者による部品の販売行為は、当該部品を用いた完成品の生産行為又は譲渡行為を介して、侵害品(完成品)の譲渡

¹ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/186/092186_hanrei.pdf

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

行為と間接的に競合する関係にあるということもできる」とも述べ、特許法102条2項がかかる間接的な競合関係についても適用され得るとの立場を示しています。

そして、本判決は、上記判断を前提に、Y製品の限界利益にSDダイサーの価額に占めるSDエンジンの価額の割合を乗じて推定覆減に係る算定を行い、特許法102条2項によって算定される損害額を7億5600万円余りと認定しました。

(2) 特許法102条1項の適用について

特許法102条1項は、侵害者の譲渡した物の数量に特許権者等がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益額を乗じた額を、特許権者等の実施の能力の限度で損害額とすることを定めており、特許権者等が「侵害行為がなければ販売することができた物」とは、侵害行為によってその販売数量に影響を受ける特許権者等の製品、すなわち、侵害品と需要者を共通にする同種の製品であって、市場において、侵害者の侵害行為がなければ販売等することができたという競合関係にある製品をいうと解されています。

この点、1審判決は、特許法102条2項と同様に、Xが製造しているのはSDダイサーの部品であるSDエンジンであり、SDダイサー自体は製造していないことを理由として、同項の適用を否定しました。

これに対し、本判決は、特許法102条2項の判示において参照したのと同じ取引の実情を理由として、X製SDエンジンは、侵害行為によって販売数量に影響を受けるものと認められ、本件において、特許法102条1項所定の「その侵害行為がなければ販売することができた」という関係が認められると判断しました。

(3) 結論

以上の判断に加え、本判決は、特許法102条3項による損害額の推定における実施料率について、1審判決が30%と判示したものを15%に変更しました。その結果、特許法102条2項による損害額が最も大きくなったため、同項による損害額に弁護士費用を加えた額をもって、損害額を8億3200万円弱と認定しま

した(なお、1審判決の認容額は15億円余りでした。)

3 まとめ

本判決は、市場における対象製品の販売者がごく限られていたことや、完成品において特許権に係る部品が重要な技術的意義を有していたことといった個別の事情が存在することには留意が必要であるものの、部品メーカーが完成品メーカーに対して特許侵害を主張する場合の特許法102条1項、2項の適用に関し、部品と完成品という相違を有する間接的な競合関係でもこれらの規定が適用され得ることを示したものとして意義を有するものですので、ご紹介する次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

出願却下処分取消

AIの発明者性を否定した事例

松本 健男
PROFILEはこちら

東京地裁(40部) 令和6年5月16日判決(令和5年(行ウ)第5001号)裁判所ウェブサイト[AIダバス事件]

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、日本で初めて、特許法の規定する「発明者」は、自然人に限られ、AIは含まれないとする判断を示した判決です。

Xは、特願2020-543051号に係る国際出願(「本件出願」)をした上で、Y(特許庁長官)に対し、特許法184条の5第1項所定の書面に係る提出手続をしました。その中で、Xは、国内書面における発明者の氏名として、「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載しました。これに対し、Yは、Xに対し、発明者の氏名として自然人の氏名を記載するよう補正を命じたものの、Xが補正をしなかったため、同条の5第3項に基づき本件出願を却下する処分(「本件処分」)をしました。

Xは、Yに対し、特許法にいう「発明」はAI発明を含むものであり、AI発明に係る出願では発明者の氏名は必要的記載事項ではないから、本件処分は違法である旨主張して、本件処分の取消しを求めて訴訟を提起しました。

2 裁判所の判断要旨

裁判所は、次のような理由により、本件処分は適法であるとして、Xの請求を棄却しました。

➤ 知的財産基本法2条1項は、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうと規定している。上記の規定によれば、同法に規定する「発明」とは、人間の創造的活動により生み出されるものの例示として定義されていることからすると、知的財産基本法は、特許その他の知的財産の創造等に関する

基本となる事項として、発明とは、自然人により生み出されるものと規定していると解するのが相当である。

➤ 特許法についてみると、発明者の表示については、同法36条1項2号が、発明者の氏名を記載しなければならない旨規定するのに対し、特許出願人の表示については、同項1号が、特許出願人の氏名又は名称を記載しなければならない旨規定していることからすれば、上記にいう氏名とは、文字どおり、自然人の氏名をいうものであり、上記の規定は、発明者が自然人であることを当然の前提とするものといえる。また、特許法66条は、特許権は設定の登録により発生する旨規定しているところ、同法29条1項は、発明をした者は、その発明について特許を受けることができる旨規定している。そうすると、AIは、法人格を有するものではないから、上記にいう「発明をした者」は、特許を受ける権利の帰属主体にはなり得ないAIではなく、自然人をいうものと解するのが相当である。

➤ 特許法に規定する「発明者」にAIが含まれると解した場合には、AI発明をしたAI又はAI発明のソースコードその他のソフトウェアに関する権利者、AI発明を出力等するハードウェアに関する権利者又はこれを排他的に管理する者その他のAI発明に関係している者のうち、いずれの者を発明者とすべきかという点につき、およそ法令上の根拠を欠くことになる。のみならず、特許法29条2項は、特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、進歩性を欠くものとして、その発明については特許を受けることができない旨規定する。しかしながら、自然人の創作能力と、今後更に進化するAIの自律的創作能力が、直ちに同一であると判断するのは困難であるから、自然人が想定されていた「当業者」という概念を、直ちにAIにも適用する

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

のは相当ではない。

- ▶ AIの自律的創作能力と、自然人の創作能力との相違を鑑みると、AI発明に係る権利の存続期間は、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえた産業政策上の観点から、現行特許法による存続期間とは異なるものと制度設計する余地も、十分にあり得るものといえる。
- ▶ このような観点からすれば、AI発明に係る制度設計は、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえ、国民的議論による民主主義的なプロセスに委ねることとし、その他のAI関連制度との調和にも照らし、体系的かつ合理的な仕組みの在り方を立法論として幅広く検討して決めることが、相応しい解決の在り方とみるのが相当である。グローバルな観点からみても、発明概念に係る各国の法制度及び具体的規定の相違はあるものの、各国の特許法にいう「発明者」に直ちにAIが含まれると解するに慎重な国が多いことは、当審提出に係る証拠及び弁論の全趣旨によれば、明らかである。
- ▶ これらの事情を総合考慮すれば、特許法に規定する「発明者」は、自然人に限られるものと解するのが相当である。

3 若干の考察

本件出願は、AIシステムDABUSが自律的に創作した発明について知的財産権による保護を求める国際プロジェクト「The Artificial Inventor Project」の一環であり¹、本判決に先んじて、米国、英国等において、発明者は自然人でなければならない旨の判断が出ていました。このような中で、日本の裁判所がAIの発明者性について判断したということで、報道もされ、世間一般の注目を集めました。本件は、特許出願の却下処分に係る取消訴訟ですが、このような訴訟が非専門家の注目を集めることは多くないため、今月号では、審決取消訴訟に替わり、本判決をご紹介しますこととした次第です。

本判決の後、日本政府の知的財産戦略本部が2024年6月4日付で公表した「知的財産推進計画2024」においては、「現時点でのAI技術水準を見れば、AI自身が、人間の関与を離れ、自律的に創作活動を行っている事実は確認できておらず、依然

として、自然人による発明創作過程で、その支援のためにAIが利用されることが一般的であるといえ、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者を発明者とするこれまでの考え方に従って自然人の発明者を認定すべきと考えられる」、「他方で、今後、AI技術等の更なる進展により、AIが自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについては、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズ等を踏まえながら、発明者認定への影響を含め、引き続き必要に応じた検討を特許庁は関係省庁と連携の上で進めることが望ましい。」とされています(17頁)²。

本判決への注目度は非常に高く、現在においても既に研究者・実務家を問わず様々な評価・意見が示されており、今後も更に多くの批評・議論が行われていくことが予想されます。また、AI発明に関しても、今後、実務のみならず立法論としても、また、日本のみならず国際的にも、様々な議論がされる可能性があり、最新動向を注視していく必要があります。

¹ 詳細は、プロジェクトのウェブサイト(<https://artificialinventor.com/>)参照。

² 首相官邸ウェブサイト内(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf>)。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標

「雨降」と「AFURI」の類似性が否定された事例

岩崎 翔太
PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和6年5月16日判決(令和5年(行ケ)第10122号)裁判所ウェブサイト[「雨降」vs「AFURI」事件]

裁判例はこちら

本件は、原告(AFURI株式会社)が、被告(吉川醸造株式会社)の保有する本件商標につき、商標登録無効審判(無効2022-890068)を請求したところ、特許庁が「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)をしたことから、原告が本件審決の取消しを求めて提起した審決取消訴訟です。

原告は、本件商標は原告の保有する引用商標に類似し、商標法4条1項11号に該当するなど主張しましたが、知財高裁は、結論的に本件審決の判断を是認し、原告の請求を棄却しました。本件の論点は多岐にわたりますので、最も重要な商標法4条1項11号該当性についての判断をご紹介します。

1 本件商標と引用商標

(1)本件商標(商標登録第6409633号商標)



商品及び役務の区分並びに指定商品:

第33類「清酒、日本酒…」

(2)引用商標(商標登録第6245408号商標)

AFURI

商品及び役務の区分並びに指定商品:

第21類「食器類…」、第25類「洋服…」、第33類「清酒…」

2 商標法4条1項11号該当性についての本件審決の要旨

本件商標は、「アメフリ」又は「ウコー」の称呼を生じ、「雨の降ること。雨が降っている間。雨降り。」の観念を生ずる。引用商標は、「アフリ」の称呼を生じ、造語であることから特定の観念は生じない。

本件商標と引用商標との類否について、両者は、外観において明確に区別できる。また、称呼については、互いの語調語感が異なり聞き誤るおそれはない。そして、本件商標から生ずる「ウコー」の称呼と、引用商標から生ずる「アフリ」の称呼とは、音構成が相違することから、両者は、称呼上、明瞭に聴別し得る。さらに、観念上、相紛れるおそれもない。

本件商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても相紛れるおそれのない非類似の商標というべきであるから、本件商標は、商標法4条1項11号に該当しない。

3 知財高裁の判断

(1)本件商標及び引用商標

「本件商標は、『雨降』の漢字を筆文字風で、右上方から左斜め下へ書してなるところ、当該文字は『[[あめふり]雨の降ること。雨が降っている間。』、『[うこう]雨降り。』の意味を有する語であるから、その構成文字に相応して、『アメフリ』又は『ウコー』の称呼を生じ、『雨の降ること。雨が降っている間。雨降り。』の観念を生ずるものであるといえる。」

「引用商標の構成は、…『AFURI』の欧文字を書してなるところ、当該文字は、辞書類に載録された成語ではなく、特定の意味合いを想起させる語として知られているともいい難いことから、特定の観念を生じない造語として看取、把握されるものであるといえる。したがって、引用商標は、その構成文字に相応して、「アフリ」の称呼を生じ、特定の観念は生じない。」

[次ページへ続く](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

(2) 本件商標と引用商標の類否

知財高裁は、本件商標と引用商標の類否について以下のとおり認定し、結論として、本件商標は商標法4条1項11号には該当しないと判断しました。

「本件商標と引用商標とを比較すると、外観においては、両者は、文字の種類が漢字と欧文字とで異なり、本件商標が筆文字風であることや右上方から左斜め下へ書してなるのに対し、引用商標は左から右に横書きしたものであって、外観は明らかに異なっている。」

「また、称呼においては、本件商標が『アメフリ』、『ウコー』の称呼を生じるのに対し、引用商標はそれらの称呼は生じず、『アフリ』の称呼が生じるものである。この点、原告は本件商標において『アフリ』の称呼が生じるものと主張するところ、…『雨降山』を『アメフリヤマ』と称呼する場合が多いものが、『アフリヤマ』と称呼する場合があることも踏まえると、『雨降』から『アフリ』の称呼が生じないとはいえず、その場合本件商標と引用商標の称呼が同じとみる余地もある。」

「もっとも、観念においては、本件商標は『雨の降ること。雨が降っている間。雨降り』といった観念が生じるのに対し、引用商標は同様の観念は生じず、特定の観念を生じるものではない。そうすると、本件商標と引用商標は、外観において相違し、観念においても相違するものであって、称呼において共通となる余地があるとしても、外観及び観念の相違は称呼の共通性による印象を凌駕するものといえる。」

(3) 原告の主張について

原告は、本件商標を使用した被告の商品は、丹沢山系大山の水を原料とするものであるところ、本件商標は、この丹沢山系大山が古来より「雨降山」と呼ばれたことに由来するものであって、本件商標からは「丹沢山系大山の通称『阿夫利山(雨降山)』」の観念が生ずること、引用商標である「AFURI」の由来については、この阿夫利山の麓から湧き出る清らかな水を原告の商品であるラーメンのスープの仕込み水に用いたことに由来するものであって、引用商標からも「丹沢山系大山の通称『阿夫利山(雨降山)』」の観念が生ずることから、両者の観念は共通

するなどと主張しましたが、知財高裁は、「商標の類否判断に当たり考慮すべき取引の実情は、その指定商品全般についての一般的、恒常的なそれを指すものであって、単に当該商標が現在使用されている商品についてのみの特殊的、限定的なそれを指すものではない(最高裁昭和47年(行ツ)第33号同49年4月25日第一小法廷判決参照)。…原告主張に係る被告の取引の実情は、現時点において被告が商標を実際に使用している具体的な商品についての取引の実情にすぎないから、本件商標と引用商標の類否の判断に当たり考慮すべき一般的、恒常的な取引の実情とはいえない。」として、原告の主張を排斥しました。

本件は、昨年報道もされた原告と被告との間の商標使用を巡る紛争のうちの一つです。本判決では、取引の実情を指定商品全般の一般的、恒常的なものと解した最高裁判決(保土ヶ谷化学社標事件)を前提に、「雨降」と「AFURI」は類似しないと判断がなされましたが、報道によると、原告の被告に対する商標権侵害訴訟では、被告の「雨降(AFURI)」(英文字を併記)との標章も審理対象となっていることから、本判決と異なる判断がなされる可能性もあり、今後の判断が待たれます。

本判決は事例判断ではありますが、社会的注目度の高い事例であり、また、商標の類否判断の一例として実務上も参考となり得ることから紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



執筆情報のご案内

「生成AIの活用と知的財産権」

執筆者 松本 健男

出版日 2024年6月30日

掲載誌 日本印刷学会誌第61巻第3号

出版社等 一般社団法人日本印刷学会

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。